

面接授業等の追加登録に係る事務手数料について

令和8年3月3日
常勤理事会決定第2号

(趣旨)

第1条 この決定は、放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則（平成15年放送大学学園規則第3号）第25条に基づき、面接授業及びライブWeb授業の追加登録に係る事務手数料（以下「手数料」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 手数料は、面接授業又はライブWeb授業を追加登録する者より徴収する。

(手数料の額)

第3条 手数料の額は、1科目当たり200円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(手数料の納入)

第4条 手数料は、面接授業又はライブWeb授業の追加登録における授業料その他の費用の納入時に併せて納入するものとする。

2 納入された手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

附 則

この決定は、令和8年4月1日より施行する。